



住民税均等割のみ課税世帯 生活支援給付金支給について

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格や物価高騰により生活に困窮する市民の生活・暮らしを支援するため、住民税均等割のみ課税世帯に対して臨時的な措置として、安芸高田市生活支援給付金5万円を支給する安芸高田市独自の事業です。

2. 給付金の概要

- (1) 支給金額 5万円／世帯
- (2) 対象世帯（約900世帯の見込み）

基準日（令和4年6月1日）時点で、本市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、次の①～④のすべての条件に該当する世帯。

- ① 国の臨時特別給付金の対象とならない世帯
- ② 均等割のみ課税世帯（世帯構成員全員が、令和4年度住民税所得割非課税である）
- ③ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいない
- ④ 申請日時点において、引き続き市の住民基本台帳に記載されている世帯

3. 支給

支給までの期間

- 不備のない確認書・申請書を受理してから、概ね1月
- ※該当世帯ごとの支給までの流れは、裏面参照

4. その他

(1) 専用電話

- 名称：安芸高田市生活支援給付金 担当窓口
- 電話：0826-47-4051
- 受付時間：平日9時～17時

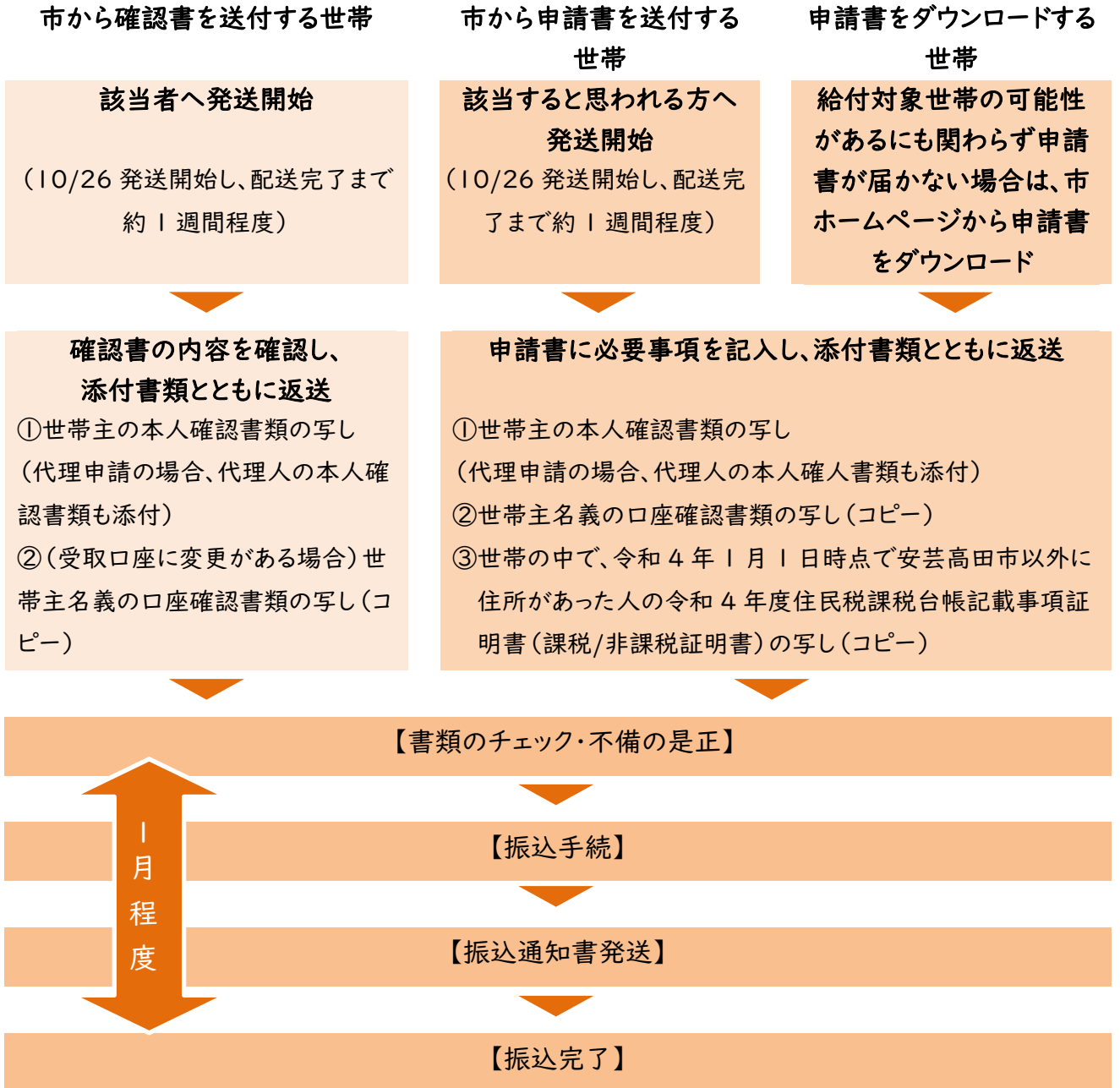
※確認書等送付直後から1～2週間は回線が込み合う可能性が高いため、つながらない場合は、時間を空けておかけ直してください。

(2) 郵送提出への協力依頼

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

【該当世帯ごとの支給までの流れ】

1. 住民税均等割のみ課税世帯



2. DV等避難者

DV等の理由により、安芸高田市に避難し、本市の住民基本台帳に記載されていない人で、住民税均等割のみ課税世帯の場合は、安芸高田市に申請が必要

※スケジュールは上表と同様